

令和 7 年 7 月 31 日

報道機関 各位

いわき市における令和 7 年産米の緊急時モニタリングの実施について

福島県は、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質からの県産米の安全性を確保するため、平成 24 年産米から全量全袋検査を実施してきました。

本市産米においては、放射性物質の吸収を抑制するカリウムの追加施用などを徹底した結果、平成 27 年以降、基準値(100Bq/kg)超過が無かったことから、令和 2 年産米から、県の要領により旧市町村(昭和 25 年 2 月 1 日時点)ごとに 3 点、令和 5 年産米は旧市町村ごとに 1 点、令和 6 年産米は市内で 3 点の検査を実施したところです。

令和 7 年産米については、市内で 1 点の検査を実施することとなりましたので、お知らせします。

1 検査対象

令和 7 年にいわき市内で生産される米で、原則食用として出荷・販売される玄米

2 検査方法

市全体で 1 点を検査します。

選ばれた生産者の玄米 2 kg を県が採取します。

3 検査実施の依頼等

福島県いわき農林事務所より、集荷業者や米販売者からの早期出荷米の情報をもとに検査対象として抽出された生産者へ個別に依頼します。

4 出荷・譲渡・販売の自粛の解除について

検査の結果、玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されなかった場合は、出荷・譲渡・販売の自粛を解除します。

5 出荷・譲渡・販売についてのお願い

出荷自粛が解除されるまで、出荷米だけでなく縁故米も含めて、出荷・譲渡・販売をお控え願います。

6 検査結果の公表

福島県水田畑作課ホームページ等により、検査結果を公表します。

【参考 URL】<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/kome-kensa.html>

7 問い合わせ先

福島県いわき農林事務所農業振興普及部 電話 0246-24-6161

【事務担当】農業振興課 販売戦略係
電話 0246-22-7470